

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (先進環境対応トラック・バス導入加速事業)
 導入対象車両の事前登録に関する審査基準

平成28年7月14日
 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

この基準における用語は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先進環境対応トラック・バス導入加速事業)交付要綱(平成28年4月1日環水大自発第1604013号)、先進環境対応トラック・バス導入加速事業実施要領(平成28年4月1日環水大自発第1604014号)(以下「実施要領」という。)、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先進環境対応トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)及び平成28年度先進環境対応トラック・バス導入加速事業公募要領(以下「公募要領」という。)に定めるとおりとする。

1. 事前登録に係る情報の報告の提出書類及び記載内容に係る要件

車両製造事業者が実施要領別表(注2)の導入対象車両事前登録のための報告を行う場合は、表2第1欄の書類が提出されていることとし、これら提出書類の記載内容は同表第2欄の要件を満たしていることとする。

表2 導入対象車両事前登録のための報告時提出書類

提出書類	記載内容に係る要件
<p>① 様式第1及び様式第2 (道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2008.03.25】別添41(重量車排出ガスの測定方法)に基づく測定について同一のデータを用いて国土交通大臣に自動車型式指定申請または新型届出を行っている型式については、1件の報告に複数の型式を記入することができるものとし、様式第2の型式・名称欄及び対象車両の燃費欄以外の事項についてはこのうち販売実績又は販売計画等の観点から代表的な型式について記載できるものとする。)</p>	<p>(1) 事前登録に係る車両(以下「対象車両」という。)がハイブリッド車(プラグインハイブリッド自動車を含む。以下同じ。)である場合の燃費(軽油またはガソリン)は、当該対象車両と同等クラスの実施要領別表第4欄に定めるディーゼル車(以下「標準車両」という。)に適用される2015年度燃費基準値を10%^{注1}(小型トラックまたは小型バスにあつては15%^{注1})以上上回るものであること。 (2) 対象車両が天然ガス自動車である場合の燃費については、都市間走行割合を95%として計算される燃費(CNG重量車燃費試験法^{注2})の「9.燃料消費率の算定」における重量車燃料消費率の算定式により算定される値とする。以下同じ。)に相当するCO₂排出量^{注3}(g/km)が、</p>

	<p>標準車両について同様に計算される燃費に相当するCO₂排出量^{注3)}を原則として10%^{注1)}以上削減するものであること。</p> <p>(3) 車両の価格については、架装物その他の動力構造以外の仕様について本表③における標準的な仕様に係る定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。</p> <p>(4) 標準車両価格との差額は、対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して製造した車両である場合は、本表②により算出される差額とする。</p>
② 様式第3 (対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して製造した車両である場合に限る。)	
③ 対象車両の図面等構造が分かる資料 (動力構造 (パワートレイン) を示すもの。)(架装物その他の仕様について標準的な仕様と見なす理由を示すカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。)	<p>(1) 対象車両の動力構造 (パワートレイン) は先進環境対応トラックまたはバスの要件に該当していること。</p> <p>(2) 対象車両の架装物その他の仕様については標準的な仕様 (生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多販売帯にある仕様であること等により代表的なタイプと見なせるもの)</p>
④ 対象車両がハイブリッド自動車の場合は、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領 (平成16年国土交通省告示第61号) に基づく対象車両の燃費性能の評価結果を示す資料	国土交通省がホームページにおいて公表した燃費一覧の写し等とする。
⑤ 対象車両が天然ガス自動車の場合は、CNG重量車燃費試験法 ^{注2)} 別紙7の方法による都市内及び都市間走行燃料消費率の試験記録を記したCNG重量車燃費試験法 ^{注2)} 付表1 燃料消費率の試験記録及び成績 (CNG重量車) の書面	
⑥ 対象車両の標準的な仕様における標準価格を示す資料 (ただしディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して先進環境対応車となった場合を除く。)	カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料とする。
⑦ 対象車両の販売計画を示す資料	今後3年以上の継続した生産及び販売の計画が

	あり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。
⑧ 標準車両の基本仕様が分かる資料（製造事業者名、型式、名称、車両総重量、最大積載量、乗車定員を含む。）	
⑨ 標準車両の図面等構造が分かる資料（架装物その他の仕様について選定理由を記したカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	架装物その他の仕様については本表③において標準的な仕様と認めたものと同じか代替可能なタイプであること。
⑩ 標準車両の価格を示す資料（カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料。）	架装物その他の動力構造以外の仕様が本表⑨における仕様に係る定価もしくは基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。

注1) 改善率（百分率）は小数点以下第一位を四捨五入して判断することとする。

注2) 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所が定める燃料消費率試験（CNG重量車）（TRIAS 99-020-1）

注3) CO₂排出量の算出における換算係数は、軽油 2.58kg-CO₂/L、ガソリン 2.32kg-CO₂/L、天然ガス（都市ガス）2.23kg-CO₂/Nm³とする。（地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成27年4月1日改正施行）別表第1）

2. 基準額の算定

JATA は、1. の事前登録に係る車両情報の報告に基づき、実施要領別表第4欄の基準額を算定する。当該基準額は、計算結果について1,000円未満を切り捨てて算定する。

3. 事前登録及び登録情報の公表

JATA は、本基準に基づく審査の結果、実施要領及び本基準の要件に適合することが確認された場合は、当該対象車両の情報及び前項により算定した基準額について実施要領別表（注2）に基づく事前登録を行い、当該事前登録の情報について（参考：JATA 公表様式）により JATA が管理するインターネットホームページに掲載する方法で公表する。

(参考：JATA 公表様式)

「導入対象車両の事前登録に関する審査基準」に基づき審査し、
事前登録された補助対象車両情報（一覧）

区分	先進環境対応車の種類	車名・通称名	型式	基準額（補助対象額の上限）（円）	標準車両に適用される燃費基準値	
					燃料の種類	燃費基準値 (km/ℓ)
大型トラック注	天然ガス自動車 (CNGV)					
トラック	燃料電池車 (FCV)					
	電気自動車 (EV)					
	ハイブリッド自動車 (HV・PHV)					
バス	天然ガス自動車 (CNGV)					
	燃料電池車 (FCV)					
	電気自動車 (EV)					
	ハイブリッド自動車 (HV・PHV)					

注. 大型トラックとは、車両総重量（ベース車両における重量）が12tを超えるものをいう。